2025.3

# オンラインによる在留手続の

## りようぁんない 利用案内

### がいこくじんほんにん ほうていだいりにんとう ~外国人本人・法定代理人等~



オンラインによる在留手続の PR キャラクター

「らすっぴ」



#### もくじ 目次

1	ご利用いただける方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2	りょうかのう しんせいてつき ご利用可能な申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3	じゅんで 事前にご準備いただくもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	りょうしゃじょうほうどうる< 利用者情報登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	オンラインでの申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1	)申請
(2	2) 結果の通知
6	ゅうこうきげん りょうしゃじょうほう へんこう 有効期限・利用者情報の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1	」)認証 I D・パスワード
(2	りようしゃじょうほう へんこう 2)利用者情報の変更

#### 1 ご利用いただける方

- ① 外国人本人
- (注1)中長期在留者ではない方(在留資格が「外交」「公用」「短期滞在」 かた ざいりゅうしかく がいごう ごうよう」 たんきたいざい (注1)中長期在留者ではない方(在留資格が「外交」「公用」「短期滞在」 かた ざいりゅうきかん の方や在留期間が「3月」以下の方など)及び15歳未満の方は利用でき ません。
- ② 法定代理人 (親権者·未成年後見人·成年後見人)
- ③ 親族(配偶者、子、父又は母(法定代理人を除く))
- (注2) 原則として、申請人が16歳未満、疾病その他の事由により自ら申請で きない場合に限り、利用できます。

#### 2 ご利用可能な申請手続

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい 2 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- 5 就労資格証明書交付申請
- ②~④と同時に行う再入国許可申請
- ⑦ ②~④と同時に行う資格外活動許可申請
- ちゅう がいこくじんほんにん ざいりゅうしかくにんていしょうかいしょこうかしんせい (注3)外国人本人が在留資格認定証明書交付申請をする場合は、事前に申請 できるか近くの地方出入国在留管理局にご確認ください。
- (注4) オンラインで申請が可能な在留資格については、「<u>利用可能な申請</u> <u>種別及び在留資格(対象範囲)</u>」をご参照ください。

#### 3 事前にご準備いただくもの

- ① マイナンバーカード (個人番号カード) (注5)
- ② 在留カード(外国籍の方が利用する場合)
- ③ パソコン(スマートフォンは対応していません。) (注6)
- ④ I Cカードリーダライタ(注7)
- ⑤ JPKIクライアントソフト(注8)
- (注う) 署名用及び利用者証明用電子証明書が記録されている必要があります。詳細については、マイナンバーカード総合サイト

   (https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/)をご確認いただくか、近くの市区町村の窓口等に お問い合わせください。
- (注 6) 「Google Chrome バージョン72」を利用できる必要があります。
- (注7) IC カードリーダライタの推奨機種については、公的個人認証サービスポータルサイト(<u>https://www.jpki.go.jp/index.html</u>)をご確認ください。
- (注8)公的個人認証サービスポータルサイト

Windows版の「利用者クライアントソフト Ver 3.5」と Mac版の 利用者クライアントソフト Ver 3.5」と Mac版の

#### りょうしゃじょうほうとうろく 4 利用者情報登録

でいりゅうしんぜい 在留申請オンラインシステムを利用するためには、事前に利用者情報登録を行 ってください。 11月月者情報登録の流れ)

- ① マイナンバーカードをIC カードリーダライタにセットしたら、在留申請オ ンラインシステムのトップページから、「新規利用者登録」の「外国人 本人・その施」のボタンを押してください。
- あらかじめダウンロードした「JPKIクライアントソフト」が起動し、マ イナンバーカードの読み取りが始まります。
- ④ 利用者情報登録画面に移動しますので、以下の情報を入力してください。

なお、利用者氏名、性別、生年月日については、マイナンバーカードの券面 にゅうりょくほじょ 入力補助AP機能により自動で反映されますが、自動入力されない箇所 は手動で修正してください。

- ・利用者氏名(自動反映)
- ・ 性別 (自動反映)
- ・ 生年月日(自動反映)
- ・ 住居地(在留カードに書かれているとおりに入力してください。)
- ・利用者連絡先(電話番号・メールアドレス)(注9)
- ・ 利用者区分(「外国人本人」、「法定代理人」、「配偶者・子・交支は 、 「法定代理人」、「配偶者・子・交支は 、 「法定代理人」、「記書でいたいりにん のぞ 毎等(法定代理人を除く)」のいずれかを選択してください。)
- ・ 在留カード番号(外国籍の方の場合)
- (注9) 利用者の方のメール設定において受信拒否設定がなされている場合も ありますので、「@ras-immi.moj.go.jp」ドメインの受信が可能となるよ うに設定をお願いします。
- ⑤ <u>利用規約</u>をご確認いただき、内容について同意する場合は、「利用規約に 同意します。」にチェックの上、「確認」ボタンを押してください。

- ⑥ 確認画面の内容に間違いがないか確認したら、「確認」ボタンを押してくだ さい。 入力したメールアドレスに登録完了のメールが送信されます。
- ⑦ 登録完プメールからパスワードを設定すると、メールで認証 I Dが通知されます。
  - (注10)利用者情報登録後、1日以上経過してもメールが届かない場合は、 をいりゅうしんせい 在留申請オンラインシステムヘルプデスクにご連絡ください。

### 5 オンラインでの申請手続

- (1) 申請
  - ア受付時間

24時間、365日受付が可能です。

(注11)システムメンテナンスのため、年に数回停止する場合があります。

イ 申請できる期間

1	ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょこうぶ 在留資格認定証明書交付 しんぜい 申請	答になし
2	<sup>ざいりゅうしかくへん<u>こうきょかしんせい</u> 在留資格変更許可申請</sup>	<sup>ざいりゅうしかく へんこう じゅう しょう ひ</sup> 在留資格の変更の事由が生じた日か <sup>ざいりゅうきかんまんりょう び</sup> ぜんじつ ら在留期間満了日の前日まで(注1 2)
3	<sup>ざいりゅうきかんごうしんきょかしんせい</sup> 在留期間更新許可申請	<sup>ざいりゅうきかんまんりょう び</sup> 在留期間満了日の3か月前から前日 まで(注12)
4	ざいりゅうしからしゅとくきょかしんせい 在留資格取得許可申請	出生等した白から30日以内
5	しゅうろうしかくしょうめいしょこうふしんせい 就労資格証明書交付申請	<sup>ざいりゅうきかんまんりょう び</sup> ぜんじつ 在留期間満了日の前日まで(注1 2)
6		<sup>どうじ</sup> 同時にする②~④と同じ

7		<sup>どうじ</sup> 同時にする②~④と同じ
---	--	-------------------------------

(注12) 在留期間満了日の当日は、オンライン申請することはできません。 最寄りの地方出入国在留管理局において申請してください。

#### ゥ 申請の流れ

- I ログイン
  - マイナンバーカードをICカードリーダライタにセットして、在留申請 オンラインシステムのログインページから「外国人本人・その他」ボタ ンを押してください。

  - ③ 利用者証明用のパスワード(4桁の数字)を入力してください。
  - ④ 認証 I D及びパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。
- 申請情報の入力
  - ・「申請情報入力(1件ずつ申請情報を入力)」ボタンを押して、 しんせいじょうほう にゅうりょく しんせいじょうほう にゅうりょく 申請情報を入力してください。
  - ・ 入力に当たっては、操作マニュアルをご参照いただき、「申請種別及 び在留資格選択(Step1)」から「活動に関する事項(Step2-3)」まで 入力してください。

なお、外国人本人の方が、以下の在留資格(注13)に関する申請を 行う場合は、「活動に関する事項(Step2-3)」を入力することができ ません。代わりに<u>所属機関等作成用の申請書</u>と<u>補助用紙</u>を資料添付画面 で提出してください。

(注13) 教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、 ほうりつ かいけいぎょうむ いりょう けんきゅう きょういく ぎじゅつ じんぶんち しま こくさいぎょうむ 法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、 きぎょうないてんきん かいご こうぎょう ちゅう ぎのう とくていぎのう ぎのうじっしゅう 企業内転勤、介護、興行(注14)、技能、特定技能、技能実習、 ふんかかつどう りゅうがく けんしゅう かそくたいざい 文化活動、留学、研修、家族滞在。

このうりょく 入力した内容について、「申請情報入力」ボタンを押した後の変更 乾は訂正はできません。「入力情報確認(Step3)」の画面で入力 した内容に誤り等がないか、必ず確認してください。

なお、「申請情報入力」ボタンを押しただけでは申請は完了していま せんので、ご注意ください。

- ・ 入力途中で申請内容の一時保存を行うことはできませんので、ご注意 ください。
- ・ 入力時の変換ミスや数字の誤記など、誤って申請したことが判明した 場合や、申請後に入力内容に変更がある場合は、外国人本人の住居地 がいかっても読むしいったいうでくざいりゅうかんりかんしょ
- ・ 在留申請オンラインシステムの一部の申請項目において、入力する 必要がない項目であるにもかかわらず、システム上入力を求められる 項目があります。

これらの項目については、「在留申請オンラインシステムの申請項目 、
うちょく じ たいちょう しんせいこうもく 、
うちょく じ たいちょう していただきますようお が 前いいたします。

□ 資料・顔写真の添付

単請情報を入うしたら、「申請情報一覧へ」ボタンを押して、「申請情 報を選択の上、「資料を添付する」ボタン又は「顔写真を添付する」ボタンを 押して、「顔写真」や「資料」を添付してください。 (注15)「資料」については、下記リンク先の「日本での活動内容に応じた資 料」を添付してください。

- ・ <u>在留資格認定証明書交付申請</u>
- ・ 在留資格変更許可申請
- ・ <u>在留期間更新許可申請</u>
- ・ 在留資格取得許可申請

(注16)資料を添付する際の留意事項

・ PDF形式のファイルを1ファイル、 載大10MBまで添付可能で す。複数の資料がある場合でも1つのPDFファイルにしてくださ い。なお、10MBを超えるなど、 一度に全ての資料を送信すること ができない場合、 「資料添付に係る単告書」(参考様式9)を添付し た差で単請してください。

その後、職員からメールがきたら、再度資料の添付が可能となりますので、再度、「資料添付に係る申告書」(参考様式9)とともに、 在留申請オンラインシステム上で添付してください。

なお、審査の過程で、職員から追加資料の提出を求める運絡があった場合も高様に、職員からメールがきたら、「資料添付に係る 単告書」(参考様式9)とともに、在留申請オンラインシステム上で メールに記載されている資料を添付してください。

- PDFファイルにはパスワードや印刷禁止・コピーペースト禁止などの設定をしないでください。エラーファイルとして扱われるため、

   <sup>あっか</sup> 再度資料の添付をお願いすることになります。
- ・ 解像度は、200dpi相当以上を推奨しています。

なお、不鮮明な場合や、確認が必要な場合には、郵送支は窓口持参に より原本の提出をお願いすることがありますので、提出した資料の 版本は、手続が終わるまでの間は適切に保管してください。 (注17) 自己情報取得 APIを活用した資料の省略

令和6年3月19日以降、外国人本人の方は、在留申請オンラインシステム 上、マイナポータルを経由し、マイナンバーカードを使用して、自己の所得・ 個人住民税情報(住民税の課税(又は非課税)証明書の記載情報)を取得し、 電子データで添付を行うことができるようになりました(PDF ファイルの添付 によって、住民税の課税(又は非課税)証明書を提出する場合は、この方法で 取得する必要はありません。)

なお、取得する際には、マイナポータルアプリのインストールが必要です。 <取得方法>

- ①申請情報を入力した後の「申請情報検索」画面で「マイナポータルから所 得・個人住民税情報を取得する」ボタンを押す。
- ②「マイナポータル連携」の画面に移った後、「取得対象者氏名」の入力と 「取得対象年度」の選択を行い。「マイナポータルから所得・個人住民税 情報を取得する」ボタンを押す。
- ③ マイナポータル画面の指示に従って操作した後、再度、在留申請オンライ ンシステムの「マイナポータル連携」画面に移り、取得した情報が表示さ れるため、その情報を確認して「登録」ボタンを押す。

(注18) 顔写真添付の留意事項

- ・ サイズは縦4センチメートル、横3センチメートルで、申請前3か ゲンいない しょうめん きござい 月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
- ・ 詳細は顔写真の規格をご確認ください。
- ™在留カードの受領方法

「在留カードの受取方法を変更する」ボタンを押して、在留カードの受領 「法のの受した」 「たいりゅう カードの受取方法を変更する」ボタンを押して、在留カードの受領 「たいりゅう あった」 「たいりゅう カードの受い。 「ないりゅう たった」 「ないりゅう カードの受い。 「ないりゅう カードの受い。 「ないりゅう たった。 「ないりゅう カードの受い。 「ないりゅう カードの受い。 「ないりゅう カードの受い。 「ないりゅう カードの受い。 「ないりゅう カードの受い。 「ないりゅう して、 たいの して、 ないの して、 での の う カードの 受領

ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょこうふしんせい	「メールによる受領」か「郵送による
在留資格認定証明書交付申請	<sup> 「 のいずれかを選択(注18)</sup>
ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい	<sup>ゆうそう</sup>
在留資格変更許可申請	「郵送による受領」か地方出入国
さいりゅうきかんこうしんきょかしんせい	<sup>ざいりゅうかんりかんしょ</sup>
在留期間更新許可申請	在留管理官署の「窓口での受領」のい
ざいりゅうしかくしゅとくきょかしんせい 在留資格取得許可申請	ずれかを選択( $注$ 19)( $注$ 20)
しゅうろうしかくしょうめいしょこうふしんせい 就労資格証明書交付申請	「郵送による受領」か地方出入国 「郵送による受領」か地方出入国 ないりゅうかんりかんしょ 在留管理官署の「窓口での受領」のい ずれかを選択(注20)

(注19) 受領方法の変更

申請完了後(申請状態が「審査完了」文は「審査中」と表示されてい しんきかりょう。 支は「審査中」と表示されてい る状態)に、受領方法を変更したい場合は、申請先の地方出入国在留 かんりかしよ 管理官署にご連絡ください。

- (注 2 0) 以下の事例の場合、「郵送による受領」はできませんので、 「窓口での受領」を選択していただくことになります。
  - (例1)同時に再入国許可申請を行った場合
  - (例2) 旅券 (パスポート) への証印により許可を行う (在留カード を交付しない) 場合

※ 3月以下の在留期間が決定された方など

- (例3) 在留カードへの漢字氏名併記の申出を新規で行う場合(既にお 持ちの在留カードに漢字が併記されている場合、郵送による受領 が可能です。)
- (例4) 在留カードの有効期間更新申請を伴う場合

なお、同時に資格外活動許可申請を行った場合は、「郵送による しかくがいかっどうきょかした。 愛領」を選択することができますが、資格外活動許可については、 しかくがいかっどうきょか については、 しかくがいかっどうきょか については、

(注21)受領方法の変更

はんせいじょうたい 申請状態が「申請完了」又は「審査中」と表示されている場合は、 受領方法を変更することができます。

Ⅴ 単請

じゅりょう。かきじゃしん てんぶ ざいりゅう
資料、顔写真の添付と在留カードの受領方法を選択したら、「入管庁に
しんぜい きこなう
申請を行う」ボタンを押して申請してください。

■ LAせいうけつけかりばんごう しんせいうけつけばんごう ■ 申請受付仮番号と申請受付番号

オンラインで申請が完了すると、即時に申請受付仮番号が発番され、その 翌日に申請受付番号が発番され、申請人の方にメールでお知らせします。申請 受付番号をお知らせするメールは、地方出入国在留管理管署への問い合わせ に必要となるほか、申請中であることを証明するものとなりますので、手続

工 留意事項

- 資格外活動許可申請及び再入国許可申請について、同時に申請された
   資格外活動許可申請及び再入国許可申請について、同時に申請された
   ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせいとう ふきょか 在留資格変更許可申請等が不許可となった場合には、当該資格外活動
   ぎょかしんせいとう かん
   許可申請等に関する審査は終止となり、結果に関するメールは送信され
   ません。
- ② システムへのアクセスは、日本国内からに限られますので、外国からは アクセスできません。また、外国のIPアドレスが設定されている場合 には、日本国内からでもログインできません。
- (2) 結果の通知
  - ア 受領方法を「メールによる受領」とした場合の手続(在留資格認定 証明書交付申請のみ)(注22)

審査完了後に、登録したメールアドレス宛てに在留資格認定証明書である 電子メールが交付・送信されます(注23)。電子メールを受領した後は、 電子メールに記載されたURLから「受領登録」を行ってください。 (注22) 在留資格認定証明書の電子メール交付について

や和5年3月17日から、在留資格認定証明書を電子メールで受領することが可能になりました。受領した電子メールは、海外に住む外国人本人の方に 転送することができ、在留資格認定証明書を海外に郵送する手間、費用、 いかかからなくなります。また、海外に住む外国人本人の方は、お持ちのス マートフォン等で電子メールを提示することで、査証申請や上陸申請を行う ことが可能となります。

、許しくは、「在留資格認定証明書の電子化について」をご覧ください。 (注23) 在留資格認定証明書の電子メール受領を希望する場合には、審査 完了メールは送信されませんのでご注意ください。

イ 受領方法を「郵送による受領」とした場合の手続

① 審査完了時に送信されるメールの案内に従って、以下の書類を簡易書留又 はレターパックで郵送してください。

ざいりゅうしかく にんていしょうめいしょ 在留資格認定証明書 こうふしんぜい 交付申請	ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょそうふょうふうとう ちゅう 在留資格認定証明書送付用封筒(注23)
ざいりゅうしかくしゅとくきょかしんせい 在留資格取得許可申請	ぎいりゅう そうふょうふうとう ちゅう 在留カード送付用封筒(注23)
ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい 在留資格変更許可申請	
ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせい 在留期間更新許可申請	・現在所持している在留カード(原本) ・現在所持している在留カード(原本) ・現在所持している指定書(注25)

しゅうろうしかくしょうめいしょこうふ	<ul> <li>・就労資格証明書送付用封筒(注23)</li> <li>・就労資格証明書送付用封筒(注23)</li> <li>・手数料納付書(注24)</li> <li>・ 手数料納付書(注24)</li> <li>・ 在留カード交は特別永住者証明書のコピー</li></ul>
就労資格証明書交付	(在留カード等を所持しない場合は、旅券の
しんせい	みぶんじこうべーじ
申請	身分事項頁のコピー)

(注24)送付用封筒について

- ・ 送付先の住所は、申請人の方の現住所となります。
- ・ 在留資格認定証明書交付申請の場合は、封筒の裏面に申請受付 番号と人数を記載してください。

500 てすうりょうのうぶしょ (注25)手数料納付書について

かぎうえ ばんごうらん しんぜいうけつけばんごう きさい かぎした きめいらん しんぜいにん なまえ 右上の番号欄に申請受付番号を記載し、右下の記名欄に申請人の名前 をそれぞれ記載した上、所定の手数料分の 収 入 印紙を貼付してください。

(注26)指定書について

むりゅうしかく「こうどいねしょく」、「特定技能」、「特定活動」の方で交付 を受けている場合のみ、旅券(パスポート)から取り外して送付してく ださい。

( $2^{5}$ 27)マイナンバーカード(コピーを含む。)、旅券(パスポート)は 必要ありませんので、郵送しないでください。

く郵送先>

〒135-0064 とうきょうとこうとうくあまみ 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 とうきょうしゅっにゅうこくざいりゅうかいりきょく 東京出入国在留管理局オンライン審査部門オンライン申請手続班 (おだいば分室内) ② 在留カード等を郵送いただく際は、在留カードのコピー(カラー)を なないのからかった。 作成し、申請受付番号をお知らせするメール画面とともに、新しい在留カ ードを受領するまでの間、携行するようにしてください。

なお、在留カードが手元にない状態で、緊急に出国する必要が生じ た場合は、再入国許可を受ける必要があります。

- ウ 受領方法を地方出入国在留管理官署の「窓口での受領」とした場合の手続
  - - ・ 旅券 (パスポート)
    - ・ 在留カード (交付を受けている場合)
    - ・ 指定書(交付を受けている場合)
    - ・ 手数料納付書(注27)
      - (注27) 右上の番号欄に申請受付番号を記載し、右下の記名欄に いたいにん なまえ きさい うえ しょてい てすうりょうぶん しゅうにゅういんし ちょうぶ 申請人の名前を記載した上、所定の手数料分の 収入 印紙を貼付 してください。
    - 「審査完了に関するお知らせ」メール画面のコピー(画面を提示する場合は、スマートフォン等)
  - ② 法定代理人の方などが窓口で受領される場合、申請者の方は、在留カ ードのコピー(カラー)を作成し、申請受付番号をお知らせするメール 適面とともに、新しい在留カードを受領するまでの間、携行するようにしてください。

#### 6 有効期限・利用者情報の変更

- (1) 認証 I D・パスワード
  - ・ 認証 I Dの有効期限は、マイナンバーカードの有効期限と同じです(最長 5 年間)。

- マイナンバーカードの有効期限が切れると、在留申請オンラインシステムに ログインすることができなくなります。(オンライン申請を行い結果待ちの ものがある場合、マイナンバーカードを更新するまではログインのみ可能と なります。)マイナンバーカードの有効期限が切れた場合は、お住まいの 作所を管轄する市区町村でマイナンバーカードの更新手続を行った上 で、酸めて前記4の利用者情報登録を行ってください。
- 認証 I D 文はパスワードを忘れた場合や、パスワードの有効期限が切れた場合は、次のとおり再設定してください。

<sup>にんしょう</sup> 認証 I Dを忘れた場合	
パスワードを忘れた <sup>ばぁぃ、</sup> 場合・有効期限が切れた 場合	を留申請オンラインシステムのログイン 在留申請オンラインシステムのログイン 面上の「パスワードを忘れた場合」をクリッ クし、認証 I D 及びメールアドレスを入力 すると、メールアドレスにパスワード 売設定 のためのメールが送信されますので、パスワ ードを 再設定してください。

(2)利用者情報の変更

ったの①~③に変更があった場合は、 在留申請オンラインシステムにログインし て、「利用者情報変更」のボタンを押して変更してください。

① 住居地(在留カードに書いてあるとおりに変更してください。)

② 電話番号

③ メールアドレス